（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十八条の四第三十九項第一号」を「第三十八条の四第三十七項第一号」に、「前条第三十九項」を「前条第三十七項」に改める。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十九号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第四条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号を同条第九号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　限度税率が百分の八である場合　百分の六・八

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第六条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第五項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第九号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　租税特別措置法第三十八条の二第一項の規定　同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定の適用後の金額）

附　則

この政令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百一号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三十八条」の下に「、第三十八条の二」を加える。

第二条第二号中「（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の六」を「第四十二条の四の二（第二項（措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号の規定を準用する部分に限る。）を除く。）、第四十二条の六」に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の七」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改め、同条第十一号中「から第六十六条の十一の二まで」を「、第六十六条の十一」に、「第十一項まで及び第十五項」を「第十三項まで及び第十七項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「令和九年一月一日」を「令和十二年一月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定　令和九年四月一日